

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長等

＜改正のポイント＞

1.趣旨・背景

中小企業者等の事務負担軽減を図ることを目的として、取得価額が一定額未満の減価償却資産については、取得時にその全額を損金算入できる制度が平成15年度より設けられている。近年の物価動向等を踏まえつつ、活力ある中小企業者等の後押しを一層図る観点から、今年度改正において、取得価額基準の引き上げ及び適用期限の延長がなされた。

2.内容

①適用期限の見直し

- ・令和11年3月31日まで延長される

②取得単価の上限額の見直し

- ・40万円未満まで引き上げられる

③特例措置の対象となる中小企業者等の範囲の見直し

- ・従業員数400名以下の中小企業者等が対象とされる

項目	改正前	改正後
取得単価の上限額	30万円未満	40万円未満
合計の限度額	300万円まで	改正無し
適用期限	令和8年3月31日	令和11年3月31日
対象者となる中小企業者等の範囲	従業員数500名以下が対象	従業員数400名以下が対象
対象資産	減価償却資産(貸付け(主要な事業として行われるものと除く。)の用に供した資産を除く。)	改正無し

<改正のポイント>

3.適用時期

- ・大綱に記載は無いが、現行制度の適用期限が令和8年3月31日であるため、令和8年4月1日から適用されるものと考えられる。

4.影響

- ・対象となる中小企業者等の範囲が縮小されていることから、一部の中小企業者等は、改正後に本特例を適用できなくなることが想定される。

5.実務のポイント

- ・損金算入できる合計上限額(300万円)は、改正がされていないため、留意が必要。

(参考)

経済産業省の公表によれば、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、約66万社の中小企業が活用している。

